

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位)	利用者の 数が利用 定員を超 える場合  又は 看護・介護 職員の員 数が基準 に満たな い場合	高齢者虐 待防止措 置未実施 減算	業務継続 計画未策 定減算	中山間地 域等に居 住する者 へのサー ビス提供 加算	事業所と同一 建物に居住 する者又は同一 建物から利用 する者に通所 型サービスを行 う場合	事業所が送 迎を行わな い場合
	(2)事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位)						

ハ 生活機能向上グループ活動加算	1月につき 100単位を加算
------------------	----------------

ニ 若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240単位を加算
-----------------	----------------

ホ 栄養アセスメント加算	1月につき 50単位を加算
--------------	---------------

ヘ 栄養改善加算	1月につき 200単位を加算
----------	----------------

ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき 150単位を加算
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき 160単位を加算

チ 一体的サービス提供加算	1月につき 480単位を加算
---------------	----------------

リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 1月につき 88単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 176単位を加算
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1月につき 72単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 144単位を加算
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 1月につき 24単位を加算
		事業対象者・要支援2 1月につき 48単位を加算

ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき+100単位(3月に1回を限度))
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき200単位を加算)

ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)
	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)

ヲ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)
---------------	-----------------

ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×92/1000	
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×90/1000	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき +所定単位×80/1000	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき +所定単位×64/1000	
	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき +所定単位×81/1000)
		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき +所定単位×76/1000)
		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき +所定単位×79/1000)
		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき +所定単位×74/1000)
		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき +所定単位×65/1000)
		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき +所定単位×63/1000)
		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき +所定単位×56/1000)
		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき +所定単位×69/1000)
		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき +所定単位×54/1000)
		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき +所定単位×45/1000)
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき +所定単位×53/1000)		
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき +所定単位×43/1000)		
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)		
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき +所定単位×33/1000)		

注  
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

支給限度額管理の対象の算定項目

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員等特定処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。